

2011年度 明治学院大学
東日本大震災・長野県北部地震被災者
学費減免特別措置 第2次募集要項

【大学院生対象】※法科大学院生は別途要項があります。

下記の要領で、「東日本大震災・長野県北部地震被災者 学費減免特別措置」の募集を行います。

受付期間：2011年7月19日（火）～2012年3月9日（金）

※上記のうち、夏季一斉休暇・年末年始・入試期間等の窓口閉室時は除く

受付場所：白金校舎：大学院事務室 横浜校舎：国際学部事務室

※申請書は、大学院 Web サイトよりダウンロードができる他、大学院事務室・国際学部事務室でも配布しています。

■申請書類の提出

対象となる研究科	場 所	時 間
文学・経済学・社会学・法学・心理学	白金校舎 大学院事務室	月～金：9:30～11:45、12:30～16:00 土：9:30～11:45
国際学	横浜校舎 国際学部事務室	月～金：9:30～11:45、12:30～16:00 土：9:30～11:45

■対象者：「東日本大震災」及び「長野県北部地震」による災害救助法適用地域（東京都を除く）出身または適用地域周辺で同等に被災した在学生（留年生含、災害救助法適用被害地域は別紙のとおり）
※原則として「2011年度学費減免特別措置(1次募集)」に採用された学生は除くが、その後状況が変化した場合は窓口で相談のこと。

■措置の内容：被災状況に応じて学納金の減免を行います。措置内容は次のいずれかとします。

- A：各学期の学納金全額免除
 - B：各学期の授業料全額免除
 - C：各学期の授業料・施設費それぞれ半額免除
- ※被災とは、このたびの震災による「家屋の全壊・半壊・一部損壊」「原発による避難」「主たる家計支持者の死亡または安否不明、失職、重度の負傷」をさす。
※措置の対象となる期間は「2011年度春学期・秋学期」とする。
すでに「2011年度学納金」納入済みの場合は、被災状況により減免額を返戻する。
※措置Aについて、最終年次生秋学期の「校友会終身会費」は対象外とする。

■提出書類：次の書類を揃えて提出してください。

1. 申請書（所定用紙）
2. 被災状況を証明する書類（コピー可）。
 - *家屋の損壊 ⇒①罹災証明書（全壊・半壊・一部損壊の状況が確認できるもの）
②修繕費の領収書（これから修繕予定の場合は見積書）
※①②両方を提出
 - *原発による避難（避難指示、避難勧告等の地域）⇒被災証明書
 - *主たる家計支持者の死亡または安否不明・失職・重度の負傷
⇒その事実を証明する書類。

死 亡	…死亡診断書	失 職	…雇用保険受給資格者証・勤務先からの証明書
重度の負傷	…診断書		

■審査：提出書類および被災状況に基づいて面接審査を行い、判定します。
※出願時に面接予約をしてください。

■採用者発表：随時 ※採用者には別途「減免措置決定通知書」で通知します。

■問い合わせ先：白金：大学院事務室 03-5421-5180 横浜：国際学部事務室 042-863-2200
※日本学生支援機構による緊急応急奨学金の申込みも受付けています。希望者は申し出てください。

2011年7月19日 明治学院大学 大学院事務室